



相談窓口のご紹介

熊本県ボランティアセンター



午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【休業日】土日祝・年末年始

熊本市中心区南千反畑町3番7号
熊本県総合福祉センター2階

TEL:096-324-5436
FAX:096-324-5427

熊本県ボランティアセンターでは、県民のみなさんが充実したボランティア活動を行えるよう、以下の事業を行っております。
※地図は裏表紙をご覧ください

● ボランティアの活動支援

ボランティアに関する各種相談、ボランティア保険の加入手続、フリースペースの提供、ビデオ・DVDの貸出、図書の見学
助成団体の紹介
災害時におけるボランティア活動の支援
ボランティア連絡協議会の活動支援

● 福祉教育の推進

ボランティア活動に取り組む学校への助成
ワークキャンプ事業の実施
社会人の福祉活動体験の推進
福祉教育セミナーの開催等

● ボランティアコーディネーターの資質向上

ボランティアコーディネーター研修会の開催
コーディネーターの活動支援、ボランティアアドバイザーの育成など

● 広報・啓発

火の国ボランティアフェスティバルの開催
ボランティア月間の推進
ホームページ等による情報提供など
各種研修会・セミナーの開催



▲ミーティングルーム



▲ビデオライブラリー

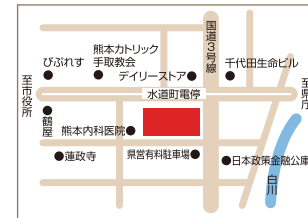
くまもと県民交流館パレア NPO・ボランティア協働センター

パレアルーム開室時間
平日・土曜：午前 10 時～午後 9 時
日曜・祝日：午前 10 時～午後 6 時

熊本市中心区手取本町8番9号
テトリア熊本ビル9階

TEL:096-355-1186
FAX:096-355-4318

パレアルームは、県民のみなさんの自発的で主体的な活動を支援する場所として無料で提供するスペースです。



- 相談コーナー
- 団体ロッカー
- ポスター掲示板
- 資料配布コーナー
- 資料掲示板
- ワーキングコーナー
- NPO法人閲覧コーナー
- ポスタープリンター
- 図書コーナー
- メールボックス
- パソコン・プリンター
- コピー機
- NPO・ボランティア団体ファイル



熊本市市民活動支援センター あいぽーと

午前 8 時 30 分～午後 9 時
【休業日】第 2 木曜日、年末年始



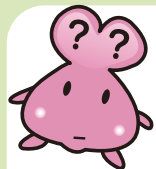
- 相談コーナー
- 交流コーナー
- 情報コーナー



熊本市中心区大江5丁目1番1号
ウェルパルクまもと 1階

TEL:096-366-0168
FAX:096-366-8830

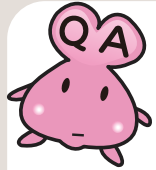
様々な市民公益活動を推進していくために、活動に関する打合せや、情報収集・発信、交流、相談、作業の場など活動の拠点としてご利用いただける施設です。



相談窓口一覧

	社協名	所在地	電話番号
1	熊本市社会福祉協議会	熊本市中央区新町2-4-27	096-322-2331
2	八代市社会福祉協議会	八代市本町1-9-14	0965-62-8228
3	人吉市社会福祉協議会	人吉市西間下町41-1	0966-24-9192
4	荒尾市社会福祉協議会	荒尾市下井手193-1	0968-66-2993
5	水俣市社会福祉協議会	水俣市牧ノ内3-1	0966-63-2047
6	玉名市社会福祉協議会	玉名市岩崎88-4	0968-71-0080
7	天草市社会福祉協議会	天草市五和町御領2943	0969-32-2552
8	山鹿市社会福祉協議会	山鹿市中578	0968-43-1134
9	菊池市社会福祉協議会	菊池市隈府888-2	0968-25-5000
10	宇土市社会福祉協議会	宇土市浦田町44	0964-23-3756
11	上天草市社会福祉協議会	上天草市松島町合津3433-52	0969-56-2455
12	宇城市社会福祉協議会	宇城市松橋町豊福1786	0964-32-1316
13	阿蘇市社会福祉協議会	阿蘇市内牧976-2	0967-32-1127
14	合志市社会福祉協議会	合志市須屋2251-1	096-242-7000
15	美里町社会福祉協議会	下益城郡美里町永富1510	0964-47-0065
16	玉東町社会福祉協議会	玉名郡玉東町木葉759	0968-85-3150
17	和水町社会福祉協議会	玉名郡和水町平野1276-3	0968-34-2366
18	南関町社会福祉協議会	玉名郡南関町小原1405	0968-69-9020
19	長洲町社会福祉協議会	玉名郡長洲町長洲2771	0968-78-1440
20	大津町社会福祉協議会	菊池郡大津町室151-1	096-293-2027
21	菊陽町社会福祉協議会	菊池郡菊陽町久保田2623	096-232-3593
22	南小国町社会福祉協議会	阿蘇郡南小国町赤馬場3388-1	0967-42-1501
23	小国町社会福祉協議会	阿蘇郡小国町宮原1530-2	0967-46-5575

	社協名	所在地	電話番号
24	産山村社会福祉協議会	阿蘇郡産山村山鹿488-3	0967-23-9300
25	高森町社会福祉協議会	阿蘇郡高森町高森1258-1	0967-62-2158
26	南阿蘇村社会福祉協議会	阿蘇郡南阿蘇村久石2705	0967-67-0294
27	西原村社会福祉協議会	阿蘇郡西原村小森572	096-279-4141
28	御船町社会福祉協議会	上益城郡御船町御船1001-1	096-282-0785
29	嘉島町社会福祉協議会	上益城郡嘉島町上島551	096-237-2981
30	益城町社会福祉協議会	上益城郡益城町惣領1470	096-214-5566
31	甲佐町社会福祉協議会	上益城郡甲佐町岩下24	096-234-1192
32	山都町社会福祉協議会	上益城郡山都町大平91	0967-82-3345
33	氷川町社会福祉協議会	八代郡氷川町島地651	0965-52-5075
34	芦北町社会福祉協議会	芦北郡芦北町湯浦1439-1	0966-86-0294
35	津奈木町社会福祉協議会	芦北郡津奈木町小津奈木2123	0966-61-2940
36	錦町社会福祉協議会	球磨郡錦町一武1587	0966-38-2074
37	あさぎり町社会福祉協議会	球磨郡あさぎり町岡原北929	0966-47-2111
38	多良木町社会福祉協議会	球磨郡多良木町多良木1571-1	0966-42-1112
39	湯前町社会福祉協議会	球磨郡湯前町1693-37	0966-43-4117
40	水上村社会福祉協議会	球磨郡水上村岩野2678	0966-44-0782
41	相良村社会福祉協議会	球磨郡相良村深水2500-1	0966-35-0093
42	五木村社会福祉協議会	球磨郡五木村甲2672-41	0966-37-2333
43	山江村社会福祉協議会	球磨郡山江村山田甲1373-1	0966-24-1508
44	球磨村社会福祉協議会	球磨郡球磨村一勝地乙1-5	0966-32-0022
45	葦北町社会福祉協議会	天草郡葦北町志岐660	0969-35-1270



ボランティア活動 Q&A

ボランティア活動とは

Q ボランティア活動って
むずかしそう…

A あまりむずかしく
考えないで

ボランティア活動とは、何も特別なことを行うわけではありません。誰でも近くに困った人がいたら、その人の身になって、自分にできる範囲で助けてあげますよね。そんな気持ちで自分にできることを行っていくことがボランティア活動です。あまりボランティア活動をむずかしく考えず、身近なところに関心をもち、これならできるというものから始めてみましょう。



Q だれかのために
することなの？

A あなたが主役！
ふれあいのまちづくり

ボランティア活動は、自分、そして活動を通して出会う多くの人の生き方をしっかりと見つめ、「豊かに生きること」について考えるきっかけとなります。また、あなたが暮らす地域が誰にとっても人間らしく暮らしていける地域なのか考えることもできます。あなたが地域を創るのです。ボランティア活動を通じて、あなた自身の人生を輝かせてください。

「目覚めてボランティア活動を始めのではなく、活動の中で目覚めていく」あるベテランのボランティアの言葉です。このボランティアハンドブックを手にとってください。あなたの心には、「何かしてみたい」という気持ちが芽生えていませんか？まずは一歩、踏み出してみましょう。

ボランティアを始めるには

Q 何をしたらいいか
わからない…

A たくさんの種類や
方法があります

ボランティア活動には、たくさんの種類や方法があります。活動方法には、収集活動や募金など個人でできる活動もあれば、既存のグループなどに参加することもできます。また、地域のまつりやイベントの手伝いなど単発的なものもあれば、定期的に施設へ訪問したり、グループなどの活動に参加する方法もあります。まずは、興味があることや得意なものを探されてはいかがですか？いきなり活動を始めのではなく、まずは見学に行き、自分にできるか確認することもできますので、お近くのボランティアセンターなどにご相談ください。



Q ボランティアセンターでは
どうことをしてくれるの？

A まずは、お気軽に
ご相談下さい！

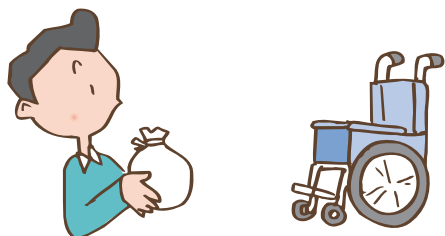
お近くのボランティアセンターに、どのような活動をしたいか、活動範囲、いつ活動できるかなどを登録しておく、あなたのご希望に添うようにボランティアコーディネーターが受け入れ先や活動をしている団体を紹介してくれます。ご都合がつかなかったり、自分に不適當だと思ふ場合は断ることもできます。ボランティア研修会なども開催されていますので、お気軽にご相談ください。





ボランティア活動 Q&A

Q ○○を集めると「車いす」に交換してもらえてよく聞くんですが？



アルミ缶(プルタブ)の収集について

A アルミ缶自体を収集し業者に買い取ってもらいます。



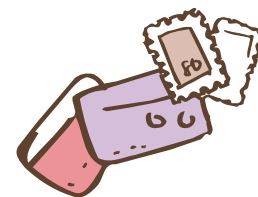
アルミ缶は、そのまま車いすに交換できるわけではなく、収集したアルミ缶を資源回収業者に買い取ってもらい換金し、車いすを購入するということになります。

アルミ缶は重量により売買されているため、プルタブを集めるより「アルミ缶」そのものを集めたほうが、何十倍もリサイクル価値があります。

最近のアルミ缶はスティオンタブ(缶からはずれないようにしているもの)になっているため、リサイクル目的の場合は、アルミ缶そのものを収集されることをお勧めします。

使用済み切手、テレホンカード

A 収集家に買い取ってもらいます。



近年、切手やテレホンカードの使用の減少に伴い、収集率も減少しているようですが、これらを収集団体を通じ、収集家に買い取ってもらい、換金したお金で車いす等の購入に活用されます。また、団体によっては、換金したお金で海外医療協力のために役立てられたりもしています。

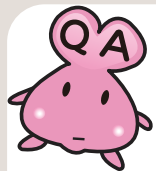
たばこ開封リボン

A 残念ながら買い取ってくれるところはないようです。

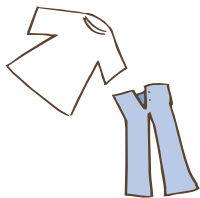


たばこの開封リボン、ラベル、銀紙は、残念ながら換金してくれるところはないようです。しかし、ラベルは色とりどりのミニ傘や鍋敷などの「クラフト」の材料としてはよく活用されています。

福祉のために協力したいという善意を無駄にしないためにも、
活動目的 ▶ 換金方法 ▶ 活用方法などの
的確な情報を把握し、活動を始めることが大切です。



ボランティア活動 Q&A



Q 衣類を施設や海外などへ送るにはどうしたらいいんですか？

A 衣料として身につけてもらうことを考えて。

中古衣料の場合は、不用品を処分するという感覚ではなく、衣料として身につけてもらうことを考え、心を込めてプレゼントを差し上げる気持ちで送ることが望めます。最近は衣料をそのまま活用するのではなくバザーなどで販売し、その売上金を活用することの方が多ようです。

また、海外などに直接送る場合は、受け入れ団体により異なりますが、送料がかかります。

- 取扱団体に必ず連絡し、取扱品目や輸送費などを確認する。
- 中古の場合は、きちんと洗濯をし、ボタンがとれていたり、汚れ・ほつれ等がないことが条件となる。

Q 知らない団体から寄付(募金)をたのまれたが…

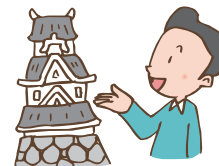
A よく話を聞き納得できないものは断る勇気も必要です。



このような活動を行っている団体は様々あり、その善し、悪しを判断することは大変難しいことといえます。まずは、その団体の地域のボランティアセンターなどに、その団体が地元で把握されているのかを御確認下さい。寄付(募金)に応じるか否かは本人の判断になりますが、よく話を聞き、納得できないものは断る勇気も必要といえます。

Q 観光(案内)ボランティアって？

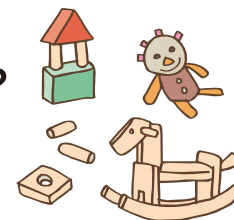
A 自分の教養が広まり、いろいろな方との出会いもあります。



美術館、博物館、観光地または病院などの案内ボランティアは、それぞれ団体により受け入れ方や活動内容が異なるようです。事前に講習会等があることも多く、初めての方でも気軽に参加ができ、自分の教養が広まり、いろいろな方との出会いもあります。

Q おもちゃの図書館ってあるんですか？

A 約 500 力所のおもちゃの図書館が全国で活動しています。



おもちゃの図書館の発祥はイギリスで、発達に遅れがあったり、心身に障がいがあるために上手に遊べない子どもたちや、人とのかわりあいが上手にできない子どもたちが、親やボランティアとおもちゃで遊ぶことで、いきいきと楽しい余暇活動を過ごすことを願って設けられました。日本では、国際障害者年を契機に、昭和 56 年に東京都三鷹市でボランティアグループにより活動が始まり、昭和 58 年には「おもちゃの図書館全国連絡会」がつけられ、現在では約 500 力所のおもちゃの図書館が全国で活動しています。



手話についての知識

手話は、耳が不自由な方々が周りの人とのコミュニケーションを行うためのことばです。

おはよう



こぶしを頭につけて、右手をまっすぐ下におろす。同時に頭を下げる。
※枕をはずして起きることを表す

こんにちは



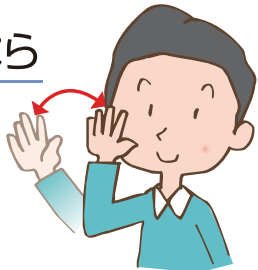
おでこの前で中指を人さし指の上にあわせる。同時に頭を下げる。
※時計が12時(正午)を示している表現

こんばんは



手の甲を内に向け、顔の前で重ね合わせる。同時に頭を下げる。※「暗い」「夜」の手話

さようなら



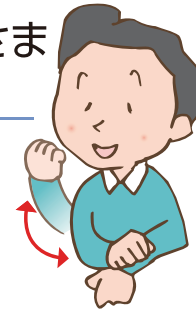
手を相手に向けて2~3回振る。

ありがとう



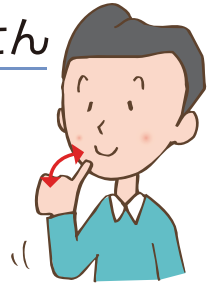
右手で左手を軽くたたき、右手を上へ上げ頭を下げる。

おつかれさま(でした)



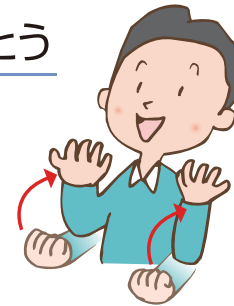
右手こぶしで左手を軽く2度たたく。

かまいません



小指をあごにかかるく2度あてる。

おめでとう



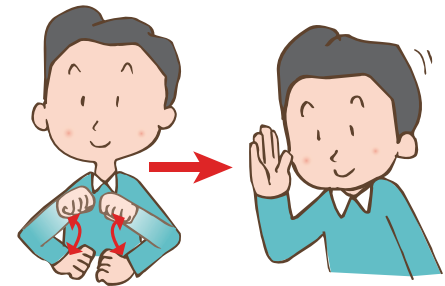
つぼめた両手を上へあげながら開く。

すみません



眉間を親指と人さし指でつまみ、右手を顔の前から少し前に出す。

がんばって(ください)

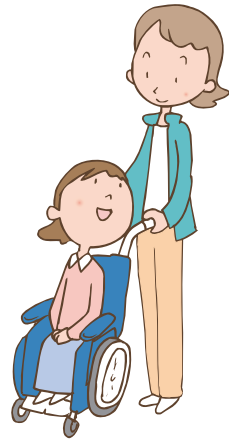


両こぶしを胸の前で2回上下し、右手を胸の前から少し前に出す。

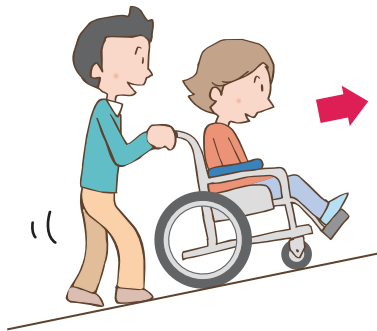


車いすについての知識

車いすは慎重に、相手の気持ちになって、操作しましょう。



坂道では



上り坂では、押す人は体を前に傾けるようにして、一步一步進む。



下り坂では、後ろ向きで、車いすを支えるように後ろを確認しながらゆっくり下がる。※ゆるやかな所では前向きも可。その場合は、車いすを後に引くようにして下る。

段差を上げる

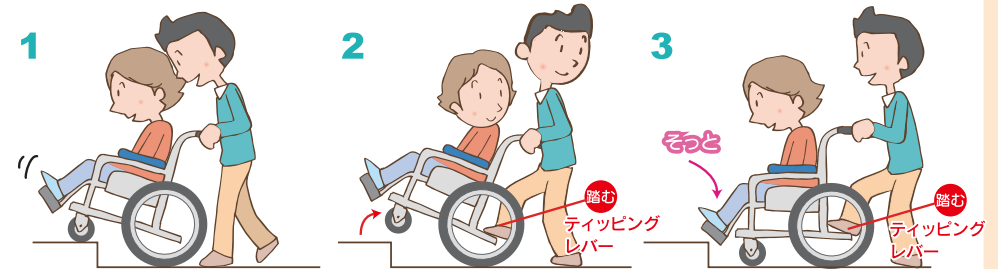


1 車いすを段と直角にし、ティッピングレバーを踏むと同時にぎり手を押し下げ、前輪を上げる。

2 車いすを後輪で支えながら前輪を段にのせる。

3 にぎり手を押し上げて、後輪を段にのせる。

段差を降りる

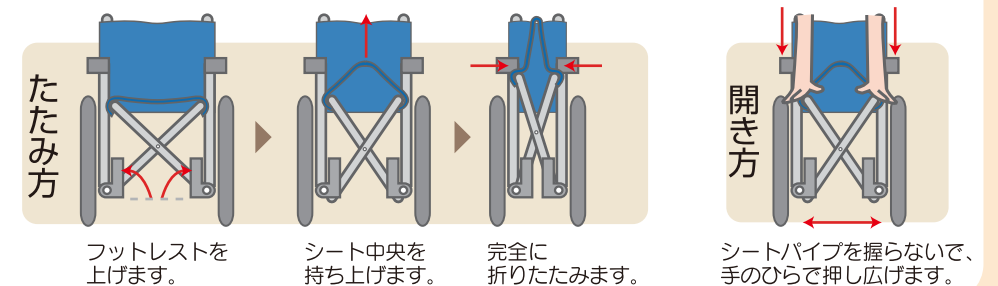


1 車いすを後ろ向きにして、にぎり手を持ち上げるようにして、静かに後輪を下ろす。

2 ティッピングレバーを踏み前輪を上げ、後ろに引く。

3 注意しながら、前輪をゆくり下ろす。

車いすのたたみ方・開き方



たたみ方

1 フットレストを上げます。

2 シート中央を持ち上げます。

3 完全に折りたたみます。

開き方

シートパイプを握らないで、手のひらで押し広げます。



福祉豆辞典



●社会福祉協議会(略称：社協)

社会福祉活動の中心になる民間の団体です。熊本県内には、各市町村に1ヶ所ずつと、地区によっては、小学校区ごとに組織されています。社会福祉に関係のある団体や福祉施設、民生委員児童委員、ボランティアなどと力を合わせて、地域の福祉を高めていく役割があります。

●共同募金

赤い羽根で知られる共同募金運動は、毎年10月1日から12月31日まで行われる国民たすけあい運動です。国民が進んで出し合う寄付金で、住みよいまちづくりのために役立てようとする目的です。

共同募金は、地域の安心・安全な暮らしを住民と共につくる活動を支援する大きな役割を担っています。



●社会福祉施設

社会福祉施設は自分や家族の力だけでは生活できない人々を支えたり助けたりするために建てられ、職員が配置されています。

現在、社会福祉施設には、それを利用する人の年齢や体の状態などによって、いろいろな種類の施設が設けられています。



●ハートフルパス (熊本県ハートフルパス制度)

公共施設や店舗など、さまざまな施設に設置されている障がい者用駐車場を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「利用証(ハートフルパス)」を交付することで、本来に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度です。



●NGO

(Non-Governmental Organization 非政府組織)

社会活動を行う民間組織を意味します。NPO は非営利性を強調し、国内の組織として、NGO は非政府性を強調し海外援助組織として使われる傾向があります。

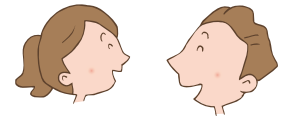
●NPO

(Non-Profit Organization 民間非営利組織)

利潤目的ではなく社会的な目的をもつ組織で政府組織でもなく企業などの営利組織でもない第3のタイプの市民セクターを意味しています。特徴は、公式設立、民間組織、非営利、自主管理、ボランティア活動、公益性等があげられます。

●NPO 法

正式名称は「特定非営利活動促進法」で平成10年12月1日に施行されました。NPO法により法人格を取得すると、法人としての財産保有、契約行為、銀行口座の開設などが団体として行えるようになります。



●ボランティアコーディネーター

ボランティア活動を行いたい人、ボランティア、ボランティアグループの活動に関するニーズを受け止め、その充足を図るために活動やプログラムの企画・開発、ボランティア活動に参加したい人、ボランティアの支援を求める対象者等への仲介、調整等を行い、活動しやすい環境・体制の整備、活動の支援を行う専門職です。

社会福祉協議会、学校、企業、福祉施設、労働組合等で設置されています。





助成金制度 団体一覧

財団法人 損保ジャパン日本興亜福祉財団

NPO基盤強化資金助成
TEL (03)3349-9570 FAX (03)5322-5257
<http://www.sjnkwf.org/>

財団法人 日本生命財団

高齢社会助成
TEL (06)6204-4013 FAX (06)6204-0120
<http://www.nihonseimei-zaidan.or.jp/>

財団法人 大同生命厚生事業団

地域保健福祉研究助成/サラリーマン(ウーマン)活動助成/シニアボランティア活動助成
TEL (06)6447-7101 FAX (06)6447-7102
<http://www.daido-life-welfare.or.jp/>

財団法人 太陽生命厚生財団

社会福祉助成
TEL & FAX (03)6674-1217
<http://www.taiyolife-zaidan.or.jp/>

社会福祉法人 丸紅基金

社会福祉助成
TEL (03)3282-7591・7592 FAX (03)3282-9541
<http://www.marubeni.co.jp/>

独立行政法人 環境再生保全機構

地球環境基金
TEL (03)3273-3503 FAX (03)3273-3505
<http://www.1a.biglobe.ne.jp/s-kikin/>

社会福祉法人 清水基金

障がい児・者福祉助成
TEL (03)3273-3503 FAX (03)3273-3505
<http://www.1a.biglobe.ne.jp/s-kikin/>

社会福祉法人 NHK厚生文化事業団

わかば基金(地域福祉助成)
TEL (03)3476-5955 FAX (03)3476-5956
<http://www.npwo.or.jp/>

TOTO株式会社

TOTO水環境基金
TEL (093)951-2224 FAX (093)951-2718
<http://www.toto.co.jp/>

財団法人 みずほ福祉助成財団

社会福祉助成金事業
TEL (03)3596-4532 FAX (03)3596-3574
<http://mizuho-ewf.or.jp/>

財団法人 松翁会

社会福祉助成金事業
TEL (03)3201-3225
<http://shouhukai.or.jp/>

NPO法人モバイル・コミュニケーション・ ファンド(ドコモMCF)

こども育成(市民活動団体への助成)
TEL (03)3509-7651
<http://www.mcfund.or.jp/>

財団法人 大和証券福祉財団

ボランティア活動助成とボランティア活動等に
関する調査研究助成
TEL (03)5555-4640 FAX (03)5202-2014
<http://www.daiwa-grp.jp/>

社会福祉法人 社会福祉事業研究開発基金

社会福祉に関する処遇技術の開発等に関する助成
TEL (03)6256-3581 FAX (03)6256-3589

財団法人 日本おもちゃ図書館財団

おもちゃ図書館のための助成事業
TEL (03)6435-2842 FAX (03)6435-2843

財団法人 都市緑化基金

緑の拠点・地域・都市づくり活動助成
TEL (03)5216-7191 FAX (03)5216-7195
<http://www.urbangreen.or.jp/>

郵便事業株式会社 年賀寄付金事務局

社会福祉・文化財保護・青少年健全育成・地域環境保全
TEL (03)3504-4401 FAX (03)3592-7620
<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>

財団法人 キリン福祉財団

子育て支援事業
TEL (03)6837-7013 FAX (03)5343-1093
<http://www.kirinholdings.co.jp>

財団法人 日本社会福祉弘済会

社会福祉助成事業
TEL (03)3846-2172 FAX (03)3846-2185
<http://www.nisshasai.jp/>

日本たばこ産業株式会社

NPO 助成事業
TEL (03)5572-4290 FAX (03)5572-1443
<http://www.jti.co.jp/csr/contribution/social/npo/index.html/>

財団法人 さわやか福祉財団

地域におけるふれあい・助け合い活動を行う
非営利団体への助成
TEL (03)5470-7751 FAX (03)5470-7755
<http://www.sawayakazaidan.or.jp/>

日本財団

福祉車両助成事業
TEL (03)6229-5163 FAX (03)6229-5169
<http://www.nippon-foundation.or.jp/>

社会福祉法人 読売光と愛の事業団

社会福祉助成事業
TEL (03)3217-3473 FAX (03)6226-7635
<http://www.yomiuri-hikari.or.jp/>

財団法人 みずほ教育福祉財団

①老後を豊かにするボランティア活動助成事業
②配食用小型電気自動車寄贈事業
TEL (03)3596-4532 FAX (03)3596-3574
<http://mizuho-ewf.or.jp/>

財団法人 ヤマト福祉財団

障がい者福祉助成
TEL (03)3248-0691 FAX (03)3542-5165
<http://www.yamato-fukushi.jp/>

全労済

地域貢献助成事業
TEL (03)3299-0161 FAX (03)5351-7772
<http://www.zenrosai.coop/eco/>

独立行政法人 福祉医療機構

社会福祉振興助成事業
TEL (03)3438-9942 FAX (03)3438-0218
<http://www.wam.go.jp/wam/>

社会福祉法人 熊本県共同募金会

赤い羽根共同募金助成金
(地域福祉活動に取り組む団体・施設・ボランティアグループ)
TEL (096)354-3993 FAX (096)353-4566
<http://www.akaihane-kumamoto.jp/>

社会福祉法人 朝日新聞厚生文化事業団

認知症カフェ開設助成
TEL (03)5540-7446 FAX (03)5565-1643
<http://www.asahi-welfare.or.jp/>

九州ろうきん

NPO助成
TEL (096)366-7111
<http://kyusyu.rokin.or.jp/>

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会

熊本県社会福祉振興基金助成事業
TEL (096)324-5436 FAX (096)324-5427
<http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/>

助成金情報は、随時本会ホームページの「ボランティアセンターからのお知らせ」に掲載しています。
詳細につきましては、助成団体もしくは、本会までお問い合わせください。
※年度により多少の変動があります。



ボランティア保険について

ここ数年、ボランティア活動中の事故が増加しています。ボランティアをされる際は是非ご加入されることをおすすめします。

但し、活動内容によっては、加入できない場合もございますので、詳しくは最寄りの各市町村社協の窓口にご相談ください。

※保険料（掛金）は年度により異なります。

加入申込者

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体

※団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体など

ボランティア活動保険

【手続方法】

①所定の「加入申込書」に必要事項を記入・捺印の上、保険料（掛金）を添えて、最寄りの社会福祉協議会にご提出下さい。既作成の名簿がある場合は「加入申込書」に名簿コピーを添付して下さい。（名簿の書式は問いませんが、個々の加入者の加入プランを明記して下さい。）

②社会福祉協議会がその内容を確認、受付印を押印し、保険料（掛金）を受領することによって加入申込手続きの完了といたします。

【補償期間】

4月1日午前0時から3月31日午後12時までとなる

※中途加入の場合は、加入手続きの完了した日の翌日午前0時から3月31日の午後12時までとなる。

ボランティア行事用保険

【手続方法】

「加入依頼書」に必要事項をご記入・捺印の上、**行事開催日の前日までに保険料（掛金）を振込み**、払込受付証明書を加入依頼書の3枚目に貼って最寄りの社会福祉協議会の担当窓口にお申し込み下さい。**宿泊を伴う行事の場合は「参加者名簿」もご提出下さい。**



ただちに、**加入申込手続きを行った社会福祉協議会へご連絡ください。**

下記の場合、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

- 事故が発生してから30日以内に連絡がない
- 賠償事故の場合、日本興亜損保の承認なしに示談した
(示談に際しては、日本興亜損保の承認が必要ですので、必ず事前にご相談ください)

令和5年度

<https://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料（1名あたり） 団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割増適用

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン	
ケガの補償	死亡保険金			1,040万円		
	後遺障害保険金			1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額			6,500円		
	手術保険金	入院中の手術			65,000円	
		外来の手術			32,500円	
	通院保険金日額			4,000円		
	特定感染症		補償開始日から10日以内は補償対象外 ^(*)		初日から補償	
賠償責任の補償	地震・噴火・津波による死傷		×	○	○	
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)			
年間保険料			350円	500円	550円	

商品パンフレットは
コチラから



(ふくしの保険)
ホームページ

*3月末までに契約手続きが完了し、前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<重要>

- ◆基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆特定感染症重点プランでは中途加入の場合でも補償開始日より特定感染症が補償対象となります。
- ◆年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03 (3349) 5137
受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03 (3581) 4667
受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJJ2-12223より抜粋して作成)

11月はボランティア月間

～ボランティアの町・うるおいの町～

今日、人と人とのふれあいのあるあたたかいまちづくりが推進されている一方で、少子化や超高齢化、地域における人間関係の希薄化等が問題となっています。誰もが安心して暮らせる地域社会の実現が求められていく中、協働や連帯といった社会的な新しい文化を創っていく上で、ボランティア活動の果たす役割はますます重要なものになっています。

また、本県では、ボランティア活動をより広げ、全県的な取り組みとするために「ボランティア活動日本一推進連絡会議」が発足し、県内のボランティア関係団体と連携して、ボランティア活動日本一を目指した取り組みを進めています。

そこで、例年11月を「ボランティア月間」と定め、具体的な事業・活動を通じ、県民に対して、ボランティア活動の意義・役割・必要性の認識を深め、この月間を契機として、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に、楽しく、ボランティア活動に参加できるようなまちづくりを促進して、今後のボランティアの振興に繋げていくような積極的な事業展開を行ないます。

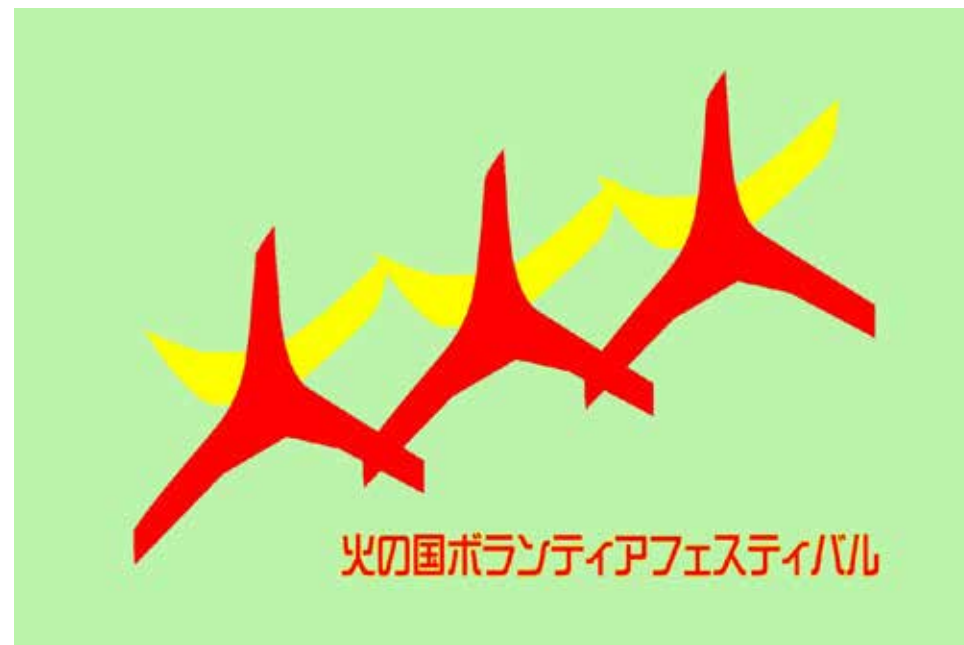
【期間：毎年11月1日～30日】

11月のボランティア月間の実施にあたり、広く県民にこの事業をアピールするために、毎年ポスターを作成し、ボランティアの周知と活動への参加促進のための啓発事業を行っています。



令和4年度ポスター
(図柄は毎年変わります)

—メモ—



火の国ボランティアフェスティバル シンボルマーク

火の国ボランティアの星

「全国ボランティアフェスティバル火の国くまもと」大会のポスターのコピー「ボランティアの星になろう！」からヒントを得て、火の国の「火」を星(★)になぞらえ図案化しました。赤い「人」と金色(黄色)の「V」が合わさって、熊本県民の「熱か心」とボランティアの「輝き」を表現しています。また、右肩上がりに3つの星が並ぶ図案は、手を取り合ってボランティア活動を広げ、成長させようという私たちの意思を表しています。